

クーリングオフ制度②

-取引内容別クーリングオフ一覧-

内容証明書

1. 取引内容が判断基準
2. 取引内容別クーリングオフ一覧①
3. 取引内容別クーリングオフ一覧②
4. 取引内容別クーリングオフ一覧③
5. 取引内容別クーリングオフ一覧④

1. 取引内容が判断基準

---これだけは覚えておこう---

1. クーリングオフが出来るかどうかの判断基準は？

- ① どの様な「**経緯**」で契約するに至ったのか？
- ② 契約した「**場所**」はどこなのか？
- ③ 法律上「**クーリングオフ出来ない**」場合でも
→ 業界が自主規制・個別の業者が**自主的に対応**している場合ある



2. 店舗販売・通信販売(インターネット等)はクーリングオフ出来るのか？

*以下の場合は「**消費者保護の必要性**」が乏しく→法律上クーリングオフは**適用されない**

- ① 自ら「**店舗**」に出向いて物品を購入した場合
- ② 自ら「**電話／インターネット等**」で物品の購入申し込みした場合

3. 例外の対応例

- ① **エステ・英会話教室等**で→業者からの勧誘が一切なく自ら**店舗に出向き契約**した場合
→別途「**一覧表**」に掲載されているものは「**クーリングオフ可能**」
- ② **ケーブルテレビ・携帯電話等の加入契約**などで
→別途「**一覧表**」に掲載されている訪問販売・電話勧誘販売でも
「**クーリングオフ不可**」のものが有る

2. 取引内容別クーリングオフ一覧①

---これだけは覚えておこう---

取引内容	クーリングオフ期間	適用対象	法律(略称)
1. 訪問販売 ●自宅・勤務先等	8日間 ●法定の申込書面が 交付された日が1日目 ●そこから起算し8日以内に発信が必要	●「商品・サービス」は全て対象 ●「権利」は 指定権利 のみ	●特定商取引法9条
2. 店舗外取引 ●喫茶店・レストラン等	8日間 ●上記に同じ	●「商品・サービス」は全て対象 ●「権利」は 指定権利 のみ	●特定商取引法9条
3. キャッチセールス ●声をかけられ店舗に同行	8日間 ●上記に同じ	●「商品・サービス」は全て対象 ●「権利」は 指定権利 のみ	●特定商取引法9条
4. アポイントメントセールス ●電話・郵便等による店舗呼出し	8日間 ●上記に同じ	●「商品・サービス」は全て対象 ●「権利」は 指定権利 のみ	●特定商取引法9条
5. 電話勧誘販売 ●電話による勧誘	8日間 ●上記に同じ	●「商品・サービス」は全て対象 ●「権利」は 指定権利 のみ	●特定商取引法24条
6. 連鎖販売契約 ●マルチ商法 ●ネットワークビジネス	20日間 ●法定の申込書面が 交付された日が1日目 ●そこから起算し20日以内に発信が必要	●「商品・サービス」は全て対象 ●「 中途解約制度 」有り	●特定商取引法40条



3. 取引内容別クーリングオフ一覧②

---これだけは覚えておこう---

取引内容	クーリングオフ期間	適用対象	法律(略称)
7. 特定継続的役務提供 ●エステ●語学教室●学習塾 ●家庭教師(通信指導含) ●パソコン教室 ●結婚サービス	8日間 ●法定の申込書面が交付された日が1日目 ●そこから起算し8日以内に発信が必要	●以下「6業種」が対象 ●エステ●語学教室●学習塾●家庭教師(通信指導含)●パソコン教室 ●結婚サービス ●「中途解約制度」有り	●特定商取引法48条
8. 業務提供誘因販売 ●在宅ワーク ●内職商法 ●モニター商法	20日間 ●法定の申込書面が交付された日が1日目 ●そこから起算し20日以内に発信が必要	●仕事の提供を約束して… ●仕事に必要な物品等の対価や… ●登録料等の金銭負担をさせる取引	●特定商取引法58条
9. クレジット(ローン)契約 ●クレジットカードは対象外	8日間 or 20日間 ●法定の申込書面が交付された日が1日目 ●そこから起算し8日or20日以内に発信が必要	●「特定商取引法」で… ●クーリングオフ出来るものに関する ●個別クレジット契約	●割賦販売法 35条3の10 35条3の11
10. 宅地建物売買契約 ●賃貸借は対象外	8日間 ●クーリングオフ制度告知の日が1日目 ●そこから起算し8日以内に発信が必要	●宅地建物取引業者が売主である… ●宅地建物の売買で… ●店舗外での取引 ●手付解除制度あり	●宅建業法37条の2 

4. 取引内容別クーリングオフ一覧③

---これだけは覚えておこう---

取引内容	クーリングオフ期間	適用対象	法律(略称)
11. 投資顧問契約	10日間 ●法定の契約書面が交付された日が1日目 ●そこから起算し10日以内に発信が必要	●「金融商品取引業者」との… ●投資顧問契約 ●報酬等支払い義務あり	●金融商品取引法 37条の6
12. 不動産特定共同事業契約	8日間 ●法定の契約書面が交付された日が1日目 ●そこから起算し8日以内に発信が必要	●「不動産特定共同事業契約」	●不動産特定共同事業法26条
13. 保険契約 ●生命保険 ●損害保険 ●医療保険 ●個人年金等	8日間 ●法定の契約書面が交付された日 or 申込をした日との「いずれか遅い日」が1日目 ●そこから起算し8日以内に発信が必要	●「保険期間1年を超える保険契約」 ●保険料支払い義務有り ●特定早期解約制度有り	●保険業法309条 
14. 預託取引	14日間 ●法定の契約書面が交付された日が1日目 ●そこから起算し14日以内に発信が必要	●「3ヶ月以上の特定商品・施設利用権の預託取引」 ●中途解約制度有り	●預託取引法 8条

5. 取引内容別クーリングオフ一覧④

---これだけは覚えておこう---

取引内容	クーリングオフ期間	適用対象	法律(略称)
15. ゴルフ会員権契約	8日間 ●法定の契約書面が 交付された日が1日目 ●そこから起算し8日以内に発信が必要	●「 50万円以上ゴルフ会員権 」で… ●新規販売契約	●ゴルフ会員契約適正化法12条
16. 冠婚葬祭互助会契約	8日間 ●約款を受取った日が 1日目 ●そこから起算し8日以内に発信が必要	●「 冠婚葬祭互助会の入会契約 」 ●中途解約制度有り	●割賦販売法 業界標準約款

注1) クーリングオフ期間は「**初日を参入して計算**」する

注2) クーリングオフ通知書をクーリングオフ期間内に「**発信**」すれば良い

注3) 通知書の「**到着**」は期限後でも良い

